

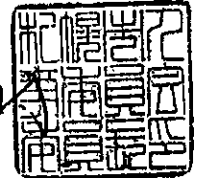
札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月21日

札幌市人事委員会

委員長

常本 照子



札幌市人事委員会規則第4号

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等
の一部を改正する規則

(札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成19年人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第2条 札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項中「第4条に規定する」を「第4条第1項の」に改め、

「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削

り、「所在国勤務の外務公務員で」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員で」に、「外務公務員給与法の」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の」に改める。

- (2) 第4条中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に改め、「は、」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の収入によつて生計を維持しているもの又は」を加える。

（札幌市職員給与条例施行規則の一部改正）

第3条 札幌市職員給与条例施行規則（昭和47年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び寒冷地手当」に改め、同項第3号中「第2条第1項」の次に「又は公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）第2条第1項」を加え、「派遣され、又は」を「派遣をされ、又は当該」に改める。

（札幌市職員通勤手当支給規則の一部改正）

第4条 札幌市職員通勤手当支給規則（昭和47年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第10条第1号、第11条の2各号及び第12条の2第2項各号中「55,000円」を「150,000円」に改める。
- (2) 第12条の4第3項中「とき」を「休職等にされた場合に該当するとき」に改める。

（札幌市職員住居手当支給規則の一部改正）

第5条 札幌市職員住居手当支給規則（昭和47年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「（条例第5条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「同規則第5条第2項第3号」を「同項第3号」に改める。

（札幌市職員管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正）

第6条 札幌市職員管理職員特別勤務手当支給規則（平成4年人事委員会規則

第3号)の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号に掲げる職員 6, 000円

(2) 前条第1項第2号に掲げる職員 5, 000円

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員 4, 000円

(4) 前条第1項第4号に掲げる職員 3, 000円

(2) 第4条第2項を削る。

(3) 第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 次に掲げる場合には、条例第32条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第32条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第32条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(札幌市職員寒冷地手当支給規則の一部改正)

第7条 札幌市職員寒冷地手当支給規則(昭和55年人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の見出し中「基準日及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項本文中「に規定する」を「の」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))で他に生計の途がなく主としてその職員の収入によつて生計を維持しているもの又は」を加え、「(以下「扶養親族」という)」を「をいう。以下同じ」に改め、同項を同条とする。

(2) 第3条を削り、第4条を第3条とし、第4条の2を第4条とする。

(3) 第5条から第7条までを削り、第4条の次に次の2条を加える。

(届出)

第5条 寒冷地手当の支給を受ける職員は、条例第27条第1項の基準日における世帯等の区分を、別に任命権者の定めるところにより、速やか

に届け出なければならない。届け出た区分に変更があつた場合も、同様とする。

(支給額の改定)

第6条 寒冷地手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、寒冷地手当の支給額を増額して改定する場合における支給額の改定については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(4) 第8条第1項中「前条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

(5) 第9条及び第10条を削り、第11条を第8条とする。

(札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成25年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

(1) 第12条第1項中「100分の215」を「100分の315」に、「100分の255」を「100分の375」に改め、同条第2項中「100分の102.5」を「100分の150」に、「100分の122.5」を「100分の180」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、100分の262.5の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。

(2) 附則第7項を削る。

(3) 別表1行政職給料表の項から医師職給料表の項までを次のように改める。

行政職 給料表	職務の級が10級に属する職員、職務の級が9級に属する職員及び職務の級が8級に属する職員	100分の20
	職務の級が7級に属する職員及び職務の級が6級に属する職員	100分の15

	職務の級が 5 級に属する職員及び職務の級が 4 級に属する職員	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 3 級に属する職員	1 0 0 分の 5
消 防 職 給料表	職務の級が 1 0 級に属する職員、職務の級が 9 級に属する職員及び職務の級が 8 級に属する職員	1 0 0 分の 2 0
	職務の級が 7 級に属する職員及び職務の級が 6 級に属する職員	1 0 0 分の 1 5
	職務の級が 5 級に属する職員及び職務の級が 4 級に属する職員	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 3 級に属する職員	1 0 0 分の 5
医 師 職 給料表	職務の級が 4 級に属する職員及び職務の級が 3 級に属する職員（備考 1 に掲げる者を除く。）	1 0 0 分の 2 0
	職務の級が 3 級に属する職員（備考 1 に掲げる者に限る。）及び職務の級が 2 級に属する職員（備考 2 に掲げる者を除く。）	1 0 0 分の 1 5
	職務の級が 2 級に属する職員（備考 2 に掲げる者に限る。）	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 1 級に属する職員（人事委員会が別に定める者に限る。）	1 0 0 分の 5

(4) 別表 1 中備考 1 から 6 までを削り、備考 7 を備考 1 とし、備考 8 を備考 2 とする。

(札幌市立学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 2 9 年人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び義務教育等教員特別手当」を「、義務教育等教員特別手当及び寒冷地手当」に改め、同項第 3 号中「第 2 条第 1 項」の次に「又

は公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）第2条第1項」を加え、「派遣され、又は」を「派遣をされ、又は当該」に改める。

（札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正）

第10条 札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則（平成29年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

（1）第3条第1項各号を次のように改める。

- （1）前条第1項第1号に掲げる教育職員 6,000円
- （2）前条第1項第2号に掲げる教育職員 5,000円
- （3）前条第1項第3号に掲げる教育職員 4,300円
- （4）前条第1項第4号に掲げる教育職員 4,000円
- （5）前条第1項第5号に掲げる教育職員 3,500円
- （6）前条第1項第6号に掲げる教育職員 3,000円

（2）第3条第2項を削る。

（3）第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、教育給与条例第32条において読み替えて準用する市給与条例第32条の2第2項（以下この条において「読替え後の第2項」という。）の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教育職員がした読替え後の第2項の勤務は、教育給与条例第32条において読み替えて準用する市給与条例第32条の2第1項（以下この条において「読替え後の第1項」という。）の勤務とみなす。

- （1）読替え後の第1項の勤務をした後、引き続いて読替え後の第2項の勤務をした場合
- （2）読替え後の第2項の勤務をした後、引き続いて読替え後の第1項の勤務をした場合

（札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第11条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(平成29年人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の215」を「100分の315」に改め、同条第2項中「100分の102.5」を「100分の150」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員の成績率は、100分の262.5の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項の改正規定は、令和10年4月1日から施行する。
- 2 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第6条第1項の規定の適用については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、同項中「別表1に」とあるのは、「別表1（行政職給料表、消防職給料表又は医師職給料表の適用を受ける職員にあっては、札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年人事委員会規則第4号）附則別表）に」とする。

附則別表

給料表	職員の区分	割合
行政職 給料表	職務の級が10級に属する職員、職務の級が9級に属する職員及び職務の級が8級に属する職員	100分の20
	職務の級が7級に属する職員及び職務の級が6級に属する職員	100分の15
	職務の級が5級に属する職員及び職務の級が4級に属する職員	100分の10
	職務の級が3級に属する職員（備考1に掲げる者に限る。）	100分の6
	職務の級が3級に属する職員（備考1に掲げる者を除く。）	100分の5

消 防 職 給料表	職務の級が 10 級に属する職員、職務の級が 9 級に属する職員及び職務の級が 8 級に属する職員	1 0 0 分の 2 0
	職務の級が 7 級に属する職員及び職務の級が 6 級に属する職員	1 0 0 分の 1 5
	職務の級が 5 級に属する職員及び職務の級が 4 級に属する職員	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 3 級に属する職員（備考 2 に掲げる者に限る。）	1 0 0 分の 6
	職務の級が 3 級に属する職員（備考 2 に掲げる者を除く。）	1 0 0 分の 5
医 師 職 給料表	職務の級が 4 級に属する職員及び職務の級が 3 級に属する職員（備考 3 に掲げる者を除く。）	1 0 0 分の 2 0
	職務の級が 3 級に属する職員（備考 3 に掲げる者に限る。）及び職務の級が 2 級に属する職員（備考 4 に掲げる者を除く。）	1 0 0 分の 1 5
	職務の級が 2 級に属する職員（備考 4 に掲げる者に限る。）	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 1 級に属する職員（人事委員会が別に定める者に限る。）	1 0 0 分の 5

備考

- 1 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号。以下「給与条例」という。）別表 4 行政職給料表級別基準職務表 3 級の項に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるもの
- 2 給与条例別表 5 消防職給料表級別基準職務表 3 級の項各号（札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 33 号）附則第 2 条第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、同条例附則別表 2 の 3 級の項）に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるもの
- 3 給与条例別表 6 医師職給料表級別基準職務表 3 級の項第 2 号に掲げる

職務を行う者

- 4 給与条例別表6 医師職給料表級別基準職務表2級の項第2号に掲げる
職務を行う者